

都道府県・ 政令指定都市名	42 長崎県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	長崎県男女共同参画推進会議	
設 置 年 月 日 (西暦)・根 拠	2000年4月3日	根拠: 長崎県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	知事	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	長崎県男女共同参画審議会	
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年4月1日	
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)	

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月	
名 称	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～	
改定・見直しの予定時期	2026年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	長崎県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2002年3月27日	
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2003年10月14日	
	改 正 内 容	計画への適用日について定めるもの	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード		1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	
	(西暦)	2025 年度まで	%		
根 拠	40%以上60%以下				
目標設定の対象である審議会等の範囲	第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	法律または条例により設置した機関				
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(59)うち女性委員を含む審議会等数(58)	延総委員等数(1,045)延女性委員等数(390)女性比率(37.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(61)うち女性委員を含む審議会等数(60)	延総委員等数(1,075)延女性委員等数(395)女性比率(36.7)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(37)うち女性委員を含む審議会等数(36)	延総委員等数(815)延女性委員等数(281)女性比率(34.5)	
目標値以外の目標設定	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)	延総委員等数(101)延女性委員等数(13)女性比率(12.9)	
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (年 0 月現在)		
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2		
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	2		
		そ の 他]

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	386	68	17.6	26	2	7.7	30	3	10.0	330	63	19.1	
	うち一般行政職	292	56	19.2	23	2	8.7	29	3	10.3	240	51	21.3	
支庁・地方事務所等	計	164	28	17.1	2	0	0.0	22	3	13.6	140	25	17.9	
	うち一般行政職	92	9	9.8	2	0	0.0	17	3	17.6	73	6	8.2	
全体	計	550	96	17.5	28	2	7.1	52	6	11.5	470	88	18.7	
	うち一般行政職	384	65	16.9	25	2	8.0	46	6	13.0	313	57	18.2	
再掲	警察関係	62	1	1.6	0	0		0	0		62	1	1.6	
	教育委員会	52	9	17.3	1	0	0.0	0	0		51	9	17.6	

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計	687	116	16.9	1,365	339	24.8				
	うち一般行政職	421	81	19.2	738	183	24.8				
支庁・地方事務所等	計	676	91	13.5	1,387	289	20.8				
	うち一般行政職	357	33	9.2	626	144	23.0				
全体	計	1,363	207	15.2	2,752	628	22.8				
	うち一般行政職	778	114	14.7	1,364	327	24.0				
再掲	警察関係	357	33	9.2	896	93	10.4				
	教育委員会	50	11	22.0	65	18	27.7				

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比率(%)
本庁	計	62	15	24.2	95	17	17.9	169	40	23.7	
	うち一般行政職	43	15	34.9	73	16	21.9	115	25	21.7	
支庁・地方事務所等	計	36	4	11.1	122	23	18.9	176	42	23.9	
	うち一般行政職	17	0	0.0	69	7	10.1	84	9	10.7	
全体	計	98	19	19.4	217	40	18.4	345	82	23.8	
	うち一般行政職	60	15	25.0	142	23	16.2	199	34	17.1	
再掲	警察関係	21	0	0.0	31	3	9.7	63	10	15.9	
	教育委員会	3	0	0.0	8	0	0.0	16	5	31.3	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○		○		○				○	「経験年数」について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有		
課長補佐相当職	○		○		○				○	「経験年数」について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有		
係長相当職	○		○		○				○	「経験年数」について 知事部局:取組無、教育庁:取組有、警察本部:取組有		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		1,305	153	11.7
昇格試験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体		326	143	43.9
うち 上級		241	111	46.1
うち一般行政職		162	71	43.8
うち 上級		141	61	43.3
うち警察関係		112	39	34.8
うち 上級		51	18	35.3

問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	知事部局:長崎県職員旧姓使用取扱要綱 教育庁:長崎県教育庁職員及び学校以外の長崎県教育機関職員旧姓使用取扱要綱 警察本部:長崎県警察職員旧姓使用事務取扱要綱の制定について(通達)
該当部分の条文(本文)	<p>【知事部局:長崎県職員旧姓使用取扱要綱】 (旧姓の使用) 第2条 職員は、知事(中略)の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上使用がないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>【教育庁:長崎県教育庁職員及び学校以外の長崎県教育機関職員旧姓使用取扱要綱】 第2条 職員は、教育長の承認を受けて、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上または事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。</p> <p>【警察本部:長崎県警察職員旧姓使用事務取扱要綱の制定について(通達)】 2(1) 職員は、法令、条例等の規定に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用する文書で職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるものについて、長崎県警察本部長の承認を受けた上で旧姓を使用することができるものとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
36	5	13.9	8	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	長崎県男女共同参画推進センター			愛称・通称	きらりあ		
設置年月日(西暦)	2005年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 850-8570 住 所: 長崎県長崎市尾上町3-1 電話番号: 095-822-4729 FAX番号: 095-822-4739 ホームページ: https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/danjokyodosankaku/senter/						
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 県民生活環境部 男女参画・女性活躍推進室) 指定管理者(名称:) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	0 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	2 人	予算額	2025年度	5,568 千円
主な事業 〔男女共同参画・女性に関するもの〕	○ 1. 連携・協働(主な事項: DV防止、女性に対する暴力等と連携した啓発活動) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 情報誌による啓発) ○ 3. 講座(主な事項: 長崎県男女共同参画推進員、アドバイザー等への研修) ○ 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、男性相談) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項:) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: ホームページ等による情報啓発、男女センターライブラリー) 9. 苦情処理(主な事項:) 10. その他(主な事項:)						
※ 実施しているもの:○							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
			会 員 数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]		

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付
 - 名 称 :
 - 概 要 :
- 7. その他
 - 内 容 :

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他
 - 内 容 :

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	54,167	51,096	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○			
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得			
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	
3 役員に占める女性割合に関する項目			
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目		○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○	
9 短時間正社員制度の導入			
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)			
12 その他			

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	ながさき結婚・子育て応援宣言(7、8、10)、長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(2、4、5、7、8、10)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	ながさき女性活躍推進会議企業等表彰(2、4、5、6、7、8、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	ながさき女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称 長崎県の男女共同参画の現状と施策
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ())

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発			
・ ①情報誌による啓発	①ながさき男女共同参画センターだより「きらりあ」の発行	①8000部/1回×2回	①11月、3月
・ ②職種ロールモデルの紹介	②地元に魅力的な仕事や働きやすい職場環境があることを知ってもらうために、幅広い分野で活躍する女性の情報発信を行う	②211,700部	②12月
・ ③男性育休取得促進セミナー	③先進企業の取り組み等を紹介する企業向けセミナーの実施	③100社程度	③1月
・ ④共家事・共育てに関する情報発信	④女性に偏りがちな家事や子育てについて、男性向けの冊子・動画による啓発や、企業等と連携した集中的な周知・啓発を実施	④10,000部	④通年
・			
2. 表彰			
・ ①ながさき女性活躍推進企業等表彰	①県内の企業・団体等を対象に、女性の登用や能力開発等に積極的に取り組んでいる企業等を表彰	①200名程度	年1回
・			
3. 講座			
・ ①経営者向け女性活躍推進セミナー	①経営者、管理職の女性活躍推進を目的に実施	①60名程度	①10月
・ ②女性の部下を持つ男性向けマネジメント講座	②男性管理職に対し、女性の健康問題などに関する講座を実施	②60名程度	②11～12月
・ ③女性のためのミドルマネジメント講座	③女性中間管理職(候補者を含む)を対象に、キャリア形成のモチベーションを高めることを目的に実施	③90名程度	③6～12月
・ ④学生向け女性活躍推進セミナー	④女性活躍推進企業の取組を知ることで、女性活躍の必要性を学び県内就職への意識を高める	④230名程度	④12月
・ ⑤市町担当者及び男女共同参画推進員等研修アドバイザーリサーチ	⑤男女共同参画推進員等市町担当者を対象とした研修	⑤90名程度	⑤4月
・ ⑥男女共同参画週間研修	⑥地域のリーダーを対象に男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める	⑥270名程度	⑥6月
・ ⑦男女共同参画地域リーダー育成事業	⑦地域における男女共同参画地域リーダーを育成強化するための事業	⑦240名程度	⑦7～12月
・ ⑧男女共同参画地域リーダー企画実践事業	⑧地域における男女共同参画地域リーダーを育成強化するため、長崎県男女共同参画推進員の企画力及び実践力を育成する伴走型事業	⑧900名程度	⑧7～2月
・ ⑨ITセミナー	⑨情報産業分野への関心層の掘り起こしから、女性就職の職域拡大を目的に実施	⑨20名程度×3回	⑨8～2月
・			
4. 相談事業			
・ ①一般相談	①センター相談員による相談対応(平日9時～17時)	①通年	
・ ②男性相談	②男性臨床心理士による相談対応(毎月第2、第4水曜日、18時～21時)	②月2回	
・ ③女性就業相談	③女性就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」における就業支援	③通年	
・			
5. 情報収集・提供			
・ ①県HP・SNSによる情報発信	①県事業、関係団体の取組などを発信	①通年	
・ ②男女センターライブラリー	②男女センター蔵書の閲覧、貸出等	②通年	
・			
6. 苦情処理			
・ ①苦情受付、審議会苦情処理部会での審議	①苦情受付、審議会苦情処理部会での審議	①通年	
・			
7. 交流促進			
・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ ①女性活躍推進企業見学会	①高校生や大学生に県内の女性活躍推進企業を知らうため、企業訪問・女性社員との意見交換会、女性社員によるパネルディスカッション等を行う	高校生等250人程度	6月～2月
・			
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	長崎県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	長崎県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1 問19-5のとおり	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの: ○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規則名	長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例、長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例施行規程	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	

規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名	長崎県地域防災計画

該当部分の規定

基本計画編
第2編災害予防計画
第6節 男女共同参画の視点の強化
1 防災担当部局と男女共同参画担当部局との連携体制の構築や役割の明確化
(1)県は、女性の視点による災害対応力の強化を図るために、県及び市町において防災担当部局と男女共同参画担当部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、県及び市町の災害対策本部に女性職員や男女共同参画担当職員の参加等を促進するものとする。

(2)県及び市町は、平常時において、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	20 人	うち女性数	2 人	女性比率	10.0 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1. 実施している 2. 実施していない

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

2. 1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	長崎県男女共同参画推進センター設置要綱	
---------------------------	---------------------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり 2. なし

調査時点コード: 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性 任期: 2022年3月2日 ~ 2026年3月1日
副 知 事	2 人 (女性 1 人、男性 1 人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	68	12	17.6	
	都道府県防災会議(委員のみ)	67	12	17.9	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	1	5.9	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	7	2	28.6	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	5	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	26	3	11.5	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	6	66.7	
2	国土利用計画地方審議会	13	6	46.2	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	23	10	43.5	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	31	14	45.2	
7	精神医療審査会	35	5	14.3	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
9	都道府県医療審議会	22	6	27.3	
10	准看護師試験委員会	7	4	57.1	
×	11 麻薬中毒審査会				
12	地方社会福祉審議会	37	18	48.6	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	1	9.1	
15	国民健康保険審査会	9	5	55.6	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				
17	都道府県森林審議会	15	7	46.7	
18	都道府県建設工事紛争審査会	12	6	50.0	
19	建築審査会	7	3	42.9	
20	都道府県建築士審査会	5	2	40.0	
21	都道府県都市計画審議会	20	4	20.0	
22	開発審査会	7	4	57.1	
23	私立学校審議会	13	6	46.2	
24	石油コンビナート等防災本部	24	0	0.0	
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 硫素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
28	地方港湾審議会	32	4	12.5	
29	土地区域整理審議会	10	1	10.0	
30	教科用図書選定審議会	20	12	60.0	
31	介護保険審査会	24	12	50.0	
32	都道府県固定資産評価審議会	12	6	50.0	
33	感染症の診査に関する協議会	57	19	33.3	
34	警察署協議会	145	66	45.5	
35	土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
37	都道府県国民保護協議会	57	12	21.1	
38	地方独立行政法人評議会委員会	7	4	57.1	
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
44	留置施設視察委員会	5	3	60.0	
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
46	指定難病審査会	25	1	4.0	
×	47 小児慢性特疾病審査会				
48	行政不服審査会	5	2	40.0	
×	49 地域医療対策協議会				
50	幼保連携認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	6	3	50.0	
×	51				
×	52				
×	53				
×	54				
×	55				
合 计		815	281	34.5	
女性委員の審議会数		1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	52	2	3.8	
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0	
合 計		101	13	12.9	
女性委員0の委員会数		1			